

○地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件

(平成四年三月二十七日自治省告示第五十八号)

第 一次改正	平成 五年	三月二十九日自治省告示第 五十二号
第 二次改正	平成 六年	三月三十一日自治省告示第 八十一号
第 三次改正	平成 七年	三月三十一日自治省告示第 七十四号
第 四次改正	平成 七年	七月三十一日自治省告示第 百四十号
第 五次改正	平成 八年	三月二十九日自治省告示第 九十一号
第 六次改正	平成 九年	四月 一日自治省告示第 七十六号
第 七次改正	平成 十年	四月 一日自治省告示第 百十号
第 八次改正	平成 十一年	四月 一日自治省告示第 九十四号
第 九次改正	平成 十二年	三月三十一日自治省告示第 七十二号
第 十次改正	平成 十二年	十二月二十八日自治省告示第三百二十四号
第 十一次改正	平成 十三年	三月 三十日総務省告示第二百二十一号
第 十二次改正	平成 十四年	四月 一日総務省告示第 百九十五号
第 十三次改正	平成 十五年	四月 一日総務省告示第二百六十七号
第 十四次改正	平成 十六年	四月 二日総務省告示第三百二十六号
第 十五次改正	平成 十七年	四月 一日総務省告示第 四百八号
第 十六次改正	平成 十八年	三月三十一日総務省告示第 百九十五号
第 十七次改正	平成 十九年	三月 三十日総務省告示第 二百六号
第 十八次改正	平成 二十年	四月 一日総務省告示第 二百三号
第 十九次改正	平成二十一年	四月 一日総務省告示第二百三十三号
第 二十次改正	平成二十二年	四月 一日総務省告示第 百四十五号
第二十一次改正	平成二十三年	三月三十一日総務省告示第 百三十三号
第二十二次改正	平成二十四年	三月 三十日総務省告示第 百三十三号
第二十三次改正	平成二十五年	三月二十九日総務省告示第 百五十九号
第二十四次改正	平成二十六年	三月三十一日総務省告示第 百四十一号
第二十五次改正	平成二十七年	三月三十一日総務省告示第 百三十二号
第二十六次改正	平成二十八年	三月三十一日総務省告示第 百三十四号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき、総務大臣が定める額を次のように定める。

地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の総務大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とする。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、六八八円	一三、二〇七円
二十歳以上二十五歳未満	五、一七三円	一三、二〇七円
二十五歳以上三十歳未満	五、七二一円	一三、五八九円
三十歳以上三十五歳未満	六、一三九円	一六、三一二円
三十五歳以上四十歳未満	六、五七一円	一八、八〇三円
四十歳以上四十五歳未満	六、七五〇円	二一、三五五円
四十五歳以上五十歳未満	六、八六五円	二三、九二四円
五十歳以上五十五歳未満	六、七三八円	二五、二一四円
五十五歳以上六十歳未満	六、〇五七円	二四、七四七円
六十歳以上六十五歳未満	四、九一六円	一九、九三五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、五七九円

満		
七十歳以上	三、九三〇円	一三、二〇七円

附 則

1 この告示は、平成四年四月一日から施行し、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用する。

2 地方公務員災害補償法第二条第十一項の規定に基づき自治大臣が定める額を定める件（平成二年自治省告示第百五十七号）は、廃止する。ただし、施行日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成五年三月二十九日自治省告示第五十二号）

1 この告示は、平成五年四月一日から施行する。

2 改正後の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成六年三月三十一日自治省告示第八十一号）

1 この告示は、平成六年四月一日から施行する。

2 改正後の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成七年三月三十一日自治省告示第七十四号）

1 この告示は、平成七年四月一日から施行する。

2 改正後の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成七年七月三十一日自治省告示第四百十号）

1 この告示は、平成七年八月一日から施行する。

2 改正後の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成八年三月二十九日自治省告示第九十一号）

1 この告示は、平成八年四月一日から施行する。

2 改正後の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成九年四月一日自治省告示第七十六号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 改正後の規定は、平成九年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成十年四月一日自治省告示第百十号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成十年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成十一年四月一日自治省告示第九十四号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成十一年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成十二年三月三十一日自治省告示第七十二号）

- 1 この告示は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成十二年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成十二年十二月二十八日自治省告示第三百二十四号）

この告示は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成十三年三月三十日総務省告示第二百二十一号）

- 1 この告示は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成十三年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成十四年四月一日総務省告示第百九十五号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成十四年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成十五年四月一日総務省告示第二百六十七号）

この告示による改正後の規定は、平成十五年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則 （平成十六年四月二日総務省告示第三百二十六号）

この告示による改正後の規定は、平成十六年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額につ

いては、なお従前の例による。

附 則（平成十七年四月一日総務省告示第四百八号）

この告示による改正後の規定は、平成十七年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成十八年三月三十一日総務省告示第九十五号）

- 1 この告示は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成十八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年三月三十日総務省告示第二百六号）

- 1 この告示は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成十九年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十年四月一日総務省告示第二百三号）

- 1 この告示は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年四月一日総務省告示第二百三十三号）

- 1 この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十一年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年四月一日総務省告示第四百四十五号）

- 1 この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十二年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年三月三十一日総務省告示第三百三十三号）

- 1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十三年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年三月三十日総務省告示第三百三十三号）

号)

- 1 この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年三月二十九日総務省告示第百五十九号）

- 1 この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十五年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年三月三十一日総務省告示第百四十一号）

- 1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十六年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年三月三十一日総務省告示第百三十二号）

- 1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年三月三十一日総務省告示第百三十四号）

- 1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。